

小矢部市元気回復プロジェクト事業費助成金の交付に関する要領

令和2年6月1日

概要

1 趣旨

本市内の中小企業等で構成する団体又は中小企業の支援を行う法人が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ経営状況を回復する取組や経営を支援する取組を促進するため、小矢部市元気回復プロジェクト事業費助成金を交付し、もって市内の元気創出を図る。

2 助成対象者

次の から までのいずれかに該当する者でその所在地が本市内であるもの

次の要件の全てに該当する中小企業者等で構成する団体

ア 構成員のうち本市内で事業を営む事業者の数が半数以上であること。

イ 団体を設立した日から1年以上が経過していること。

ウ 団体の規約、名簿、財務諸表等を有すること。

商工会法第3条に規定する商工会

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人（公益認定を受けた者を含む。）

その他市長が特に認める法人及び団体

3 助成対象事業

次の から までのいずれかに該当する事業で本市内において実施するもの。

生産性の回復に取り組む事業

例 製造・調達の共同化、テレワーク導入のための専門家の派遣、従業員向け研修会の開催

顧客の創出・呼び戻しに関する事業

例 テイクアウトメニューの開発、顧客マーケティング調査の実施
市内商工業の活性化に関するイベント開催事業

例 特産品や弁当のドライブスルー販売、在庫処分市の開催、スタンプラリーの実施

感染症拡大の防止に関する事業

例 感染症拡大防止対策に関する研修会の開催

事業者に対する経営支援等に関する事業
例 持続化給付金その他補助金等の申請補助
その他市内商工業者の元気回復に繋がる事業で市長が特に認めるもの

- 4 助成対象となる事業の実施期間
令和2年4月1日～令和3年2月28日
- 5 助成額
助成対象経費の額（1団体当たり50万円を限度）
1,000円未満の端数切り捨て

- 6 助成対象経費
講師等に係る謝礼及び旅費 印刷製本費 通信運搬費 委託料
借上料 消耗品費 人件費 その他市長が必要と認める経費
備品購入費は、対象としない

書類手続

原則として、次のスケジュールにより市長宛てに書類を提出するものとする。なお、このスケジュールにより難しい場合は、別途市長の指示に従うこと。
計画認定書の提出（提出期限 令和2年12月28日）

申請者は、事業実施前に小矢部市元気回復プロジェクト事業計画認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

市長は、書類の内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画の認定を行う。

なお、事業計画の認定があった後に事業計画の内容を変更する場合は、事前に事業計画の変更認定の申請をすること。様式等については、別途市長の指示に従うこと。

交付申請書兼請求書の提出（提出期限 令和3年3月15日）

計画の認定を受けた申請者が事業を完了したときは、その日から30日以内又は提出期限のいずれか早い日までに小矢部市元気回復プロジェクト事業助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

助成金の交付

提出された交付申請書兼請求書を受理した後、内容を審査し、適当と認める場合は、申請者に対し助成金の交付決定及び額の確定通知書を送付する。その後、指定された口座に助成金を振り込む。

その他

実施する事業において小矢部市元気回復プロジェクト事業費助成金以外の補助金等の補助対象経費とした経費については、この助成金の交付対象外とする。

書類の提出及び問合せ

小矢部市産業建設部商工観光課（小矢部市役所 4 階）

〒932-8611 小矢部市本町 1 番 1 号

TEL 0766-67-5846

FAX 0766-67-1567